

# 協働環境委員会会議録

令和3年6月22日（火）

（開 会） 10：00

（閉 会） 13：39

## 【 案 件 】

1. 議案第62号 飯塚市手数料条例の一部を改正する条例
2. 議案第63号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例
3. 議案第69号 財産の譲渡（中三集会所建物）
4. 議案第64号 飯塚市交流センター条例の一部を改正する条例
5. 議案第66号 飯塚市廃棄物の減量及び処理の適正化等に関する条例の一部を改正する条例
6. 議案第71号 専決処分の承認（令和3年度 飯塚市一般会計補正予算（第2号））

## 【 所管事務調査 】

1. ファミリーシップ宣誓制度について

## 【 報告事項 】

1. 飯塚市人権教育・啓発基本指針の改定について（人権・同和政策課）
2. 西鉄バス「筑豊（急行）福岡線」の廃止について（地域公共交通対策課）
3. 財政見通しについて（財政課）
4. 飯塚市公共施設等のあり方に関する関連計画（改訂版）の策定について（財産活用課）

---

## ○委員長

ただいまから協働環境委員会を開会いたします。

「議案第62号 飯塚市手数料条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

## ○市民課長

「議案第62号 飯塚市手数料条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明を行います。議案書9ページをお願いいたします。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部改正に伴い、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードの発行に係る事務に関し、手数料を徴収することができる旨の規定が新設されたことから、関係規定を整備するため「飯塚市手数料条例」の一部を改正するものでございます。

資料10ページの新旧対照表をごらんください。本条例の改正内容につきましては、「飯塚市手数料条例」別表（第2条関係）の第8号、個人番号カード再交付に係る手数料を削除するものでございます。それに伴いまして、第9号を第8号に、第10号を第9号に、第11号を第10号にそれぞれ繰り上げ、第6条中「第9号及び第10号」を「第8号及び第9号」に改め、第6条の2中「第9号」を「第8号」に改めるものでございます。なお、本条例の施行日は令和3年9月1日でございます。

以上、簡単ではございますが、「議案第62号」の補足説明を終わります。

## ○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

（ 討論なし ）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第62号 飯塚市手数料条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第63号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例」及び「議案第69号 財産の譲渡（中三集会所建物）」、以上2件については、関連があるため、一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○人権・同和政策課長

「議案第63号」、「議案第69号」を、一括して補足説明をさせていただきます。前後いたしますが、まず「議案第69号」から説明させていただきます。

本議案は、「飯塚市公共施設等のあり方に関する第一次実施計画」に基づき、集会所の管理運営、利用実態を踏まえ地元と移譲協議を行った結果、協議が整いましたので、集会所を無償で譲渡することについて提案するものです。

議案書32ページをお願いいたします。中三集会所建物の譲渡について、譲渡する財産、譲渡の相手方を記載しております。次に議案書33ページになりますが、中三集会所の位置を記載しております。最後に議案書34ページですが、中三集会所の建物図面を記載しております。この集会所につきましては、昭和62年に建設され、現在34年が経過しております。

引き続き、「議案第63号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例」について説明させていただきます。議案書11ページをお願いいたします。本議案は、先ほど説明させていただきました集会所の譲渡に関連し、飯塚市集会所及び生活館条例にあります別表について、譲渡を行う集会所の項を削除するものです。議案書12ページをお願いいたします。議案書12ページは条例別表の新旧対照表になります。旧の欄にあります中三集会所の項を、新の区分において削除するものです。

以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第63号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例」及び「議案第69号 財産の譲渡（中三集会所建物）」、以上2件については、いずれも原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案2件は、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第64号 飯塚市交流センター条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○まちづくり推進課長

「議案第64号 飯塚市交流センター条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書の13ページをお願いいたします。本案は、「飯塚市庄内交流センター」と「飯塚市庄内保健福祉総合センターハーモニー」を複合化するに当たり、庄内交流センターについて、位置及び使用料などを変更するものです。

議案書15ページ、「飯塚市交流センター条例 資料（新旧対照表）」をお願いいたします。庄内交流センターにつきましては、今年度中に庄内保健福祉総合センターハーモニーを増改築

し、来年4月に移転、複合化し、開館の予定であり、第2条表中におきましてセンターの位置が有安830番地3から綱分771番地1に変更となります。

次に、別表第13条関係の庄内交流センター使用料におきまして、新旧対照表左側の新に記載のとおり、室名につきましては、大研修室、研修室第1から第8、和室が2部屋及び調理実習室となり、各室の面積につきましては、約27平方メートルから269平方メートルとなります。

次に、施設利用料につきましては、近年、大規模改修工事により整備した穂波交流センター等と同じ基準で設定しております。

以上、簡単ではございますが、「議案第64号」の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第64号 飯塚市交流センター条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第66号 飯塚市廃棄物の減量及び処理の適正化等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明とあわせ、さきの本会議において審査要望のあった件の答弁を求めます。

○環境対策課長

「議案第66号 飯塚市廃棄物の減量及び処理の適正化等に関する条例の一部を改正する条例」について、補足説明をいたします。

議案書の21ページをお願いいたします。本案は、令和5年度から、嘉麻市岩崎に所在するごみ燃料化センターの廃止など、管内の既存4施設の稼働から2施設の稼働に再編するとともに、新清掃工場の建設を目指す方針が昨年度ふくおか県央環境広域施設組合において決定されたことに伴い、今後、ごみ処理施設の運営及び維持管理に対する負担金の減額が見込まれますことから、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う市民生活への影響を勘案し、令和4年4月1日から、ごみ専用指定袋の金額を減額改定することにより、市民や市内事業者の経済的な負担軽減を図るため、提案するものでございます。

議案書22ページの新旧対照表をお願いいたします。現在、家庭系のごみ袋につきましては、「可燃ごみ専用指定袋」、「かん・びん専用指定袋」、「不燃ごみ専用指定袋」、いずれも10枚、税別で、大が700円、中が400円、小が200円、また事業系のごみ袋につきましては、大が1千円、中が600円としております。これを家庭系ごみ袋の大を500円に、中を300円に、小を150円に、また事業系ごみ袋の大を700円に、中を450円に、それぞれ引き下げるものでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

次に、令和3年6月18日、本会議の議案質疑時において審査要望がありました3点についてご説明いたします。

まず、「環境審議会で審議すべき案件ではないか。」ということにつきましては、飯塚市環境基本条例第8条で、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画、いわゆる環境基本計画を定めなければならないとされており、その当該計画に係る基本的事項を調査、審議するために飯塚市環境審議会が設置されております。このことから、今回のごみ袋料金の改定につきましては、当該審議会

する事項に当たらないと判断し、内部協議を重ねた上で決定させていただいております。

次に、「適正な負担というのはどの程度なのか。」ということにつきましては、平成21年度の料金改定の際には、3分の1を参考にしながら、最終的には収集運搬処理経費267円の約26.2%の70円で決定しました。これは現在の飯塚市にかかるごみ処理経費に対し、市民の方には70円負担していただくこととしたと考えております。今回、施設の再編により今後にかかるであろうごみ処理経費が一部減額となりますので、その効果額を料金値下げに充てたいと考えております。審査要望議員がおっしゃられたように近年施設の老朽化により高額な改修工事が続き処理経費が高くなっているところではございますが、そのため新工場建設という方針も決定され、今後さらに効率的で効果的なごみ処理を推進していくこととしておりますので、3分の1の基準からは外れますが、飯塚市にかかるごみ処理経費に対し、市民の方には県内主な自治体の平均的な金額であり、料金改定前の金額でもある50円を負担していただくこととしたいと考えております。

最後に、「減額幅が、事業系のごみ袋大が一番大きいというのは不適當ではないか。」につきましては、事業系ごみ袋の料金設定につきましては、家庭系ごみ袋のおおむね1.5倍で設定しており、現在の料金も家庭系大700円の1.5倍の1050円を1千円に、家庭系中400円の1.5倍で600円としており、また平成21年度料金改定前におきましても、家庭系大500円の1.5倍750円を700円というところで設定しておりました。そのため、平成21年度の料金改定では家庭系大が200円アップに対し、事業系は300円アップとなっております。以上のようなことを参考にして、今回、事業系大を700円、中を450円とさせていただいているところでございます。

以上、審査要望のあった件についての説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○金子委員

そもそものコストを確認したいので、資料要求させてください。1つは、負担金に関する資料、2つ目、それぞれごみ袋は種類が別であると思いますので、可燃、かん・びん、不燃、その処理量と処理費用と処理単価、またそれがごみ1つずつにどのくらいかかるのかという資料が欲しいです。また、その負担金が減額となった場合、どうなるのかを示した資料、また、可燃、かん・びん、不燃の種類別、家庭用、事業別の各ごみ袋の値段がほかの自治体とどう違うのかわかる比較表、また、値下げによる収入の減額に関する資料、また、今後費用がどう変わるかという資料、また、各種別のごみがどのくらい処理がどう変わっていくのかという、その推移を示した資料、どうぞたくさんありますがよろしく願いいたします。

○委員長

執行部にお尋ねします。ただいま金子委員から要求がっております資料は提出できますか。

○環境対策課長

要望資料のうち、組合に関するものに関しては、所管が組合となるので出せないところもあります。それから、他の部分で用意できてないところがありますが、提出できる資料は提出したいと思っております。

○委員長

お諮りいたします。ただいま金子委員から要求がありました資料のうち、執行部が提出できる資料について要求することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって執行部に資料の提出を求めます。暫時休憩いたします。

休憩 10 : 17

再開 10 : 33

委員会を再開いたします。先ほど要求のありました資料について、説明を求めます。

○環境対策課長

要望のありました資料におきまして、まず、負担金に関する資料につきましては、組合のほうからの資料の収集が間に合わないため、今回は提出できておりません。それから、2番目の可燃、かん・びん、不燃の種類別に処理量、処理経費、処理単価のわかる資料それぞれということですが、可燃ごみにかかる処理経費等の資料のみを提出させていただいております。3点目に、負担金が減額となった後の資料というのがありますが、こちらは作成しておりませんので、提出できておりません。4番の、可燃、かん・びん、不燃等の種類別、家庭用、事業用別、各ごみ袋の値段の他自治体との比較表につきましては、可燃ごみのみの比較表を作成しておりますので、その分を提出させていただいております。値下げによる収入の減額に関する資料は提出させていただいております。今後の費用見込み、ふくおか県央環境広域施設組合の計画に関する資料につきましても、組合からの資料の収集が間に合わないため、今回は提出できておりません。ごみ処理量の推移につきましては、2番の可燃ごみに係る処理経費の中に、可燃ごみの処理量の推移をあわせて載せております。ということで、今回は3点、資料として提出させていただいております。

まず1点目が、2番の可燃のごみ袋1袋にかかるコストということで、1トン及びごみ袋（大451）処理経費というのがございます。こちらの資料の説明をさせていただきますと、まず1番に収集運搬にかかる各地区ごとの経費を、収集量と経費、それから1トン当たりの収集運搬経費、それから1袋当たりにかかる収集運搬経費を記載させていただいております。その2番目が、処理施設に係る経費ということで、各地区の処理量及び処理経費、それから1トン当たりの処理経費、それに対して1袋当たりにかかる処理経費を掲載させていただいております。3番がその合計ということで収集運搬経費及び処理経費の合計ということで、1袋当たりの収集運搬処理経費が幾らなのか、それに対して3分の1ほどのくらいの金額になるのかというのを示させていただいております。次に、4番の可燃ごみの他自治体との比較表ということで、県内の主な自治体のごみ袋（大・中・小）の容量及び金額を掲載させていただいております。上のほうの真ん中に飯塚を除くその他の平均的な金額を挙げさせていただいております。それから5番の値下げによる収入の減額に関する資料につきましては、これは令和元年度の決算をベースに資料を作成させていただいております。まず、令和元年度の歳出の予算決算額がありまして、2番、それをR3と書いてありますが、今回の料金改定案に直したときの金額、それに合わせた②が収入見込額となりまして、最終的に黄色で示した1億4943万2720円が、今回、料金改定に伴って、収入減となる見込みとして考えております。

以上、資料の説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○城丸委員

ちょっと何点か質問させていただきたいんですが、まず、令和5年度からごみ処理経費の再編に伴い負担金の減になるということですが、これは、令和4年4月1日から実施するということになっていきますけど、これは1年前倒しですることには何か理由がありますか。

○環境対策課長

委員おっしゃいますとおり、経費の削減効果というのは令和5年4月からしか効果がありませんが、現在の新型コロナウイルスの感染や、経済の疲弊を考えまして、少しでも早く値下げに踏み切りたいというところで、1年前倒しで実施させていただきたいと考えております。

○城丸委員

コロナの関係による経済の疲弊ということで、それが大きな理由ということでございますかね。それはそれでいいとして、ただこの負担金の減が見込まれるということは、これはランニ

ングコストですよね、これ。要は、RDFですかね、これの1億9千万円の減。それと、ごみ処理費が新しくなることによって削減できるということによる減ということですよ。それで、それをゴミ袋に——、そういうゴミ袋を下げようと、下がるからということですけど、これは例えばイニシャルの部分の経費はゴミ袋には影響してこないんですかね。今、資料としては、負担金の減額、私が言ったことでいいんですかね、1億9千万円と、ごみ処理経費の、そういう新しくなることによる削減と、まずそれを聞きます。それでいいですかね。

○環境対策課長

経費の削減効果の見込みとしては、負担金の減額の見込みは1億9600万円でございますが、施設再編に伴って増となる経費も見込まれますことから、おおむね経費の削減効果は1億5千万円と考えております。

○城丸委員

そうしたら1億5千万円と、ゴミ袋の1億4943万2千円で、ちょうど合うということですよ。それで、さっきも言いましたように、このイニシャルの部分の補助金とか起債とかいろいろあると思いますけど、もちろん一般財源もあると思うんですね。これの負担金がもうやっぱり大きな金額になると思うんですけど、これは何も考えてないのか。

○環境対策課長

現在、新工場の設立に関して、どういった施設を建設するのかと、どのくらいの費用がかかるのかというのは、今のところ全く見込んでおりませんので、現在は、この施設の再編に伴って生ずる、その削減額をゴミ袋の料金値下げに充てたいと考えているところでございます。

○城丸委員

ちょっと答えが違うとは思いますが。ゴミ袋を値下げすることについては、いいことだろうと思うんですけど。ただ、我々が心配するのは、そのイニシャルの部分のコストが絶対かかりますよね、負担金。これ大きな大きな負担金があると思うんですよ。その分はどうするのか、このゴミ袋、単にゴミ袋の料金を減らしていいのかと。いいことだとは思いますが、その辺を心配するんで、それは何も考えてないのかと。それをお聞きしている。

○環境対策課長

新工場設立によって新たなコストがかかってくることにはなりますが、それに伴って今の施設を廃止することで現在の経費が削減されますので、最終的には今よりも効果的な施設の維持運営ができるのではないかと考えております。

○市民環境部長

委員ご心配によるゴミ袋を下げたら今後のごみ処理施設のあり方についてどうなっていくのかというご質問だと思います。現在この圏域には4つのごみ処理施設がございます。それで、令和5年度より4つから2つを休止、そして閉鎖をします。廃止の施設が出てきます。その後、今度新清掃工場1つにするという、2つをまた1つにするというコスト削減も含めたところの集約を目指しておりますので、そのあたりを加味したところで、今回のごみ袋の値下げについてもやっていきたいというふうに。それとこの圏域、同じ圏域に合併を、合併というかごみ処理施設を1つにするという、圏域の中でもゴミ袋大が50円という、その格差もございましたので、そのあたりも加味したところで、今回の値下げの議案提出というふうな運びとなっております。

○城丸委員

何となくわかったような、わからないような答弁ですが、要は、今、イニシャル的なものは全くわかっておりませんので、いいだろうという話にはならないと思うんですよ。将来的にはそういう4つが2つになって、ランニングコストもずっと減っていくので、その分は将来的にはペイできますという答弁だったらわかるんですけどね。そうじゃなくて今の時点でそのゴミ袋の料金を下げるとするのは本当に大丈夫なのかと。そういう大きな金が将来的に

がわかっているのに、大丈夫なのかという心配をしております。これはこれでとどめておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○金子委員

まずはたくさんの資料をありがとうございました。建物のお話、先ほどの続きから聞きたいんですけど、4つあるうちが2つになるということなんですけど、今回の負担金の金額というのは、最終的には、減額は、この嘉麻市のクリーンセンターとごみ燃料化センターが使わなくなるだけでこの減額を考えたかということを知りたいんですけど、いかがですか。

○環境対策課長

再編の方針を少し詳しくご説明させていただきたいと思いますが、現在、ふくおか県央環境広域施設組合管内には、可燃ごみ処理施設が4施設ありまして、飯塚市クリーンセンターには旧飯塚市区域、桂苑には旧穂波町、筑穂町、桂川町、ごみ燃料化センターには旧庄内町、颯田町、稲築町、嘉麻クリーンセンターには旧山田市、嘉穂町、碓井町のごみを搬入していますが、令和5年度よりごみ燃料化センターを廃止、嘉麻クリーンセンターを休止しまして、飯塚市クリーンセンターに現在の飯塚市全域のごみを、桂苑に嘉麻市全域と桂川町のごみを搬入するように見直すこととしております。したがって、ごみ燃料化センターと嘉麻クリーンセンターの処理経費だけが削減されるのではなく、処理の場所とかも合わせて、そういったところを含めたところで、全体的に経費が削減されるということとなります。

○金子委員

まずその嘉麻クリーンセンターが休止されるということですかね。そしてごみ燃料化センターが閉鎖されるということですか。

○環境対策課長

はい、そのとおりでございます。

○金子委員

まず、このごみ燃料化センターは閉鎖された後、どう処分されるんですか。壊すんですか。そのままにされるんですか。

○環境対策課長

そういったところはふくおか県央環境広域施設組合のほうで決定されるものですが、今のところ、その後の処理方針というのは決定されていないところでございます。

○金子委員

結局、もしごみ燃料化センターを壊す場合、その費用もまだ考えられてないし、嘉麻クリーンセンターが休止されるとしても、その費用はまだ考えられてないということではよろしいですか。

○環境対策課長

現在の負担金の軽減の見込みの中には、そういったところは含めておりません。

○金子委員

私もごみ袋が安くなるのは大変うれしいことだと思うんですけど、やはり先ほど言われたみたいに、全体的なことを考えたら、大きなコスト、インシヤルコストと言われるものと、後始末の部分って、結構かかると思うんですよ。私は全然本当に何十億円かかるかもしれない、そこがやっぱり考えられてないというのが、やっぱり大変不安になる材料です。ごみの値段が合併した当時、70円から50円、また70円に上がりましたよね。そのとき、市民感覚としては何でまた下げてまた上げたのかという、その不信感がやっぱり残っているので、それだったら、どうせ要ることだったら、もう少し考えないといけないんじゃないかなと思って、少しいろいろ丁寧に聞かせていただこうと思っております。

あともう一つ、先ほど資料をいろいろ出していただいたんですが、これが、ごみというのが、袋が3つあって、一般ごみの場合ですね、事業用もそうだと思うんですけど、可燃とかん・びんと不燃と3つの種類がありますよね。その3つのうち、可燃しか処理量とか処理費用がかかったのが出ていない。かん・びん、それから不燃が出ていないのはどうしてでしょうか。

○環境対策課長

現在作成している資料は、3分の1の基準となった根拠というのも可燃ごみ袋の1袋当たりの処理経費に対して3分の1がどのくらいになるかというところで、そういったところを参考に前回、料金改定をしましたので、そういった可燃ごみ処理の資料を中心に作成してきたということと、全体的な経費から考えると、可燃ごみ処理がかなりの割合がありますので、可燃ごみの状況を一番重要視して資料を作成してきたというところでございます。

○金子委員

それぞれ、処理量とか処理費用、処理単価は違うと思うんですよ。だからわざわざ可燃、かん・びん、不燃に分けてくださいって言われますよね。最終的な処分の仕方も全然違う。そして、そのかかる費用とか、単価も変わってくるはずだと思うんですよ。それを一律に全部、大中小そして事業所と一般と分けるのは、大変やっぱ無理があるというか、これ全部何もかも一緒ですというふうにされると、じゃあ本当のところはこれ幾らかかっているんだろうか。一般市民の感覚でいうと、可燃は週に2回ぐらい結構出すけど、不燃は1カ月に1回しか出さない。じゃあこれはどうなっているのかな、どのくらい費用がかかるのかなというのが、やっぱり丁寧に出示してもらわないと、可燃と一緒に全て全部下げますというのでは、コストがどのくらいかかっているのか全くわからないというのは大変残念ですけど、そこはやっぱりわからないものなんですかね。もう一回ちょっとお聞きします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:54

再開 10:55

委員会を再開いたします。

○環境対策課長

ちょっと説明の仕方が悪かったと思います。申しわけありませんでした。不燃やかん・びんに関して、1袋当たりの処理経費がどうなのかというのは、調べて作成することはできると思うんですが、今はまだ作成していないので、現在提出はできないというふうな状況でございます。

○金子委員

わかりました。ではちょっと質問を変えます。もともと飯塚市はごみの袋がなかった。そしてゼロだった。そしてそれがまず70円、50円、70円というふうに上がったたり下がったりしましたよね。それはどういうふうにそれぞれ、まず50円にされたときの話、そして70円になったとき、どういうふうに決定されていったのか、その経緯を教えてください。

○環境対策課長

ごみ袋大1枚当たりの料金設定につきましては、1市4町の合併以前、旧飯塚市が税抜価格で70円、旧4町が50円であった料金を、合併に際しまして、住民負担の軽減の目的から50円に統一して設定されました。その後、行財政改革において、平成20年度に収集方法を含め、料金の見直しを行い、現行の金額にしております。現行の金額は、合併前の旧飯塚地区の導入経過を参考に算出したところ、平成19年度のごみ袋1袋当たりの収集運搬処理経費が267円となり、その3分の1に見合う金額が89円となりました。このまま50円でいけば、生活環境を守るべき予算がますます圧迫されると判断し、平成21年6月より、現在の70円に決定させていただいております。その後、今回、施設の再編等で、将来的にごみ処理経費の

削減が見込めることとなりましたので、今回50円に料金改定したいというふうに提案させていただいている次第でございます。

○金子委員

すみません。もう少し聞きたいんですけど、どういうふうに今回みたいに議案で提出されて、1回で決まったのか、市民が例えば審議会とか、ほかのところで話して決めたのか、その辺、どういうふうな経緯、もう少し具体的に教えていただけますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:58

再開 11:10

委員会を再開いたします。

○環境対策課長

これまでの料金改定の際に審議会等をおかけたのかというご質問だったと思います。まず、合併の際、50円にした際は、合併協定項目の中で、協議の上、決定されております。それから、平成21年度の料金改定につきましては、平成20年12月議会に提案して、承認をいただいております。その際は、他の審議会等にはかけていないような状況でございます。

○金子委員

今回のこの減額に関しては、いつからどのように審議されてきたか、教えてください。

○環境対策課長

ふくおか県央環境広域施設組合における今後の再編等の方針につきましては、令和2年9月24日、正副組合長会議において決定し、同年10月27日の組合議会常任委員会にて報告、承認されました。その後、処理経費の減以外の再編に伴う影響額がどのくらいあるか、内部で調査し、料金改定案を作成しまして、課内で検討した結果、4月12日副市長、4月20日市長、副市長との協議を行い、最終的に決定した次第でございます。

○金子委員

環境審議会には諮ってないということだったんですけど、飯塚市審議会等設置及び運営に関する規程というのがありまして、それを読みましたら、趣旨というところに、「『市民と行政との協働のまちづくりの推進』の理念に基づき、市民の主体的な市政への参画を推進し、」ということが書いてあります。私の知り合いの市民の方に、審議会に参加されている方がいますが、主体的って大体何だろうってよく言われます。審議会に参加しても、全然自分たちの意見は反映されていない。聞いてもらってもそれでわかりましたというふうなことになるって、大体主体的って何ですかというふうなことをよく言われます。結局、残念なことに、行政が決めているんじゃないかというふうなことを、やっぱり思われている方はたくさんいらっしゃいます。今回のことも、審議会ですべて決めてほしいとは言いません。しかし、せっかく審議会等があるのであれば、参考に市民の意見を聞く場を大切にしてほしい。まずはそう思いますが、いかがでしょうか。

○環境整備課長

今、質問にありました環境審議会のそもそもの目的でございますけれども、環境基本条例の中でございますが、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画、いわゆる環境基本計画ですけれども、それを定めなければならないとなっております。この環境基本計画を策定するために飯塚市環境審議会が設置されております。その設置目的でございますけれども、環境基本計画に関し、規定する事務を処理すること。あと、環境保全協定に関すること。あとは、前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議することとなっておりますので、今回のごみ袋の件に関しまして、市民意見がということはどうかなというふうに考えます。

○金子委員

確かにそうやって書いてありますが、それも取り方だと思うんですよね。その環境保全及び創造に関する基本的事項というところの基本というのをどのように捉えるかというのを、もう少ししっかり考えていただけたら、市民が参加しやすい、参画しやすいまちということで考えていただけたらと思っております。

話をちょっと元に戻しますが、先ほどの内容で、やっぱりランニングコストの分ではすごく、可燃ごみのみ私はわかるんですけど、やっぱり不燃ごみやかん・びんごみに関してのことはまだちょっとはつきりよくわからないなというのを感じています。あともう一つは、イニシャルコストって言われる工場等に関しての部分がやっぱりよくわからないんですが、新しい工場に関して、わかる範囲で結構ですので、いつ着工するのか、どのくらいの費用がかかるのか、また、どのくらいの規模を想定してあるのか、というのがわかれば教えてください。

○環境対策課長

新清掃工場におきましては、どういった工場を建てるのか、どういった規模にするのかというところは、まだ今のところ全く決まっておられません。建設の目標としては令和12年度となっておりますが、組合議会のほうでも、早急に建設すべきではないかという意見がございまして、できるだけ早く建設をしていきたいと、組合のほうで取り組んでいるところでございます。今の状況としましては、現在、候補地をどこにするかというところを、今、検討しているところでございまして、それ以外のところはまだ決まっておられません。

○金子委員

まだ建てるところがはつきり決まってないということなんですよね。そうしたら、かなりやっぱりかかるのではないかと思うんですが、その建設に向けて、飯塚市はこのごみ処理場に対して積立金とかこのくらいかかるだろうというようなものを持たれていますか。どうでしょうか。

○環境対策課長

施設建設のための基金というものは持っておりません。

○金子委員

財政調整基金とかを見ても、どんどん下がっていくのがわかっている中で、かなり大きな、必要とするものはわかっていますよね。それが出てこないというのはやっぱり大変不安に感じます。あともう一つ、せっかく出していただいた資料の1枚目の可燃ごみの処理経費について、一番最後の3番の合計というところの、1袋当たりの収集運搬処理経費の3分の1というのが、平成26年がこれは合計のところは103円、そして令和元年のところは116円になっていますが、その説明をもう少し具体的に教えてください。

○環境対策課長

平成26年度からの推移を見ますと、平成29年度あたりから経費が増となってきております。これの大きなものは、近年施設の老朽化によって、大規模な改修工事が重なったというところがございます。それから、クリーンセンターにおきましては、新工場を設立するまでの期間がまだございますので、その間に必ずしておかなければいけない改修工事を拾い上げまして、令和4年度までで年次計画を立てて、大きな工事をするような計画を立てておりますので、現在処理経費が上がっているところがございます。クリーンセンターにおきましては、令和5年度以降は今のところそういった大きな改修工事がなくなりますので、現在、平成30年、令和元年度よりも経費は下がるのではないかと考えております。

○金子委員

つまりこれは平成29年から令和元年ぐらいいにかけて109円から116円に上がったのは、いろんな工事をやったから、その分のコストがかかっているということでしょうか。

○環境対策課長

はい、そのとおりでございます。

○金子委員

さらに116円だけれども、今後は、これに対しての工事経費はなくなるから、単価は減るだろうということですね。でも、こちらでは経費として考えられていたその工場の改修とかの分はこれには反映されているけれども、今後の分には反映されていないということによろしいでしょうか。

○環境対策課長

現在の見込みの中にはそういった新たな工事費とかの金額は入れておりませんが、そういった施設の経費等が今後ふえてくるということよりも、再編等を考えることでコストは下がってくるのではないかとこのように考えております。

○金子委員

もう少しわかりやすく言ってもらっていいですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:22

再開 11:23

委員会を再開いたします。

○環境対策課長

現在のところ将来的なコストというのは考えないで計画しております。

○金子委員

ものすごく大きなコストがかかると思いますが、それが考えられてなくて減額ということになっているということですね。どうですか。

○環境対策課長

はい、そのとおりでございます。

○金子委員

最後に、もう長くなったので1つだけ。日本の大きなことを少し考えたら、今、CO<sub>2</sub>の削減とか、そういうことを言われております。私たち一般市民からすると、ごみの量を減らすということが大変重要な課題だと思っております。そこで、温室効果ガスが46%削減というふうに、菅総理が言いましたが、飯塚市のごみの排出量はどの程度削減すべきで、飯塚市はこれからどうしようと思っているのか教えてください。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:25

再開 11:26

委員会を再開いたします。

○環境整備課長

ごみの減量化と地球温暖化、CO<sub>2</sub>削減ということで、国のほうが確かに46%、CO<sub>2</sub>の削減を脱炭素で目指しております。本市におきましても、今、飯塚市環境審議会のほうで、今年度中に、第三次飯塚市環境基本計画を策定する動きをとっておりますので、今年度末までにですね。その中で今後、本市として、脱炭素もしくはごみの減量等々について、どういうふうに施策、事業を行っていけばいいかということ、今、話し合っている最中でございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第66号 飯塚市廃棄物の減量及び処理の適正化等に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第71号 専決処分の承認（令和3年度 飯塚市一般会計補正予算（第2号））」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○健幸保健課長

「議案第71号」専決処分の承認について、ご説明させていただきます。

専決第12号「令和3年度 飯塚市一般会計補正予算（第2号）」につきましても、「議案第71号（令和3年6月1日専決）」と記載しております「令和3年度 補正予算資料」をお願いいたします。

3ページをお願いいたします。表の下に記載しておりますとおり、新型コロナウイルスワクチンの早期接種の促進に要する経費を補正したもので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年6月1日に専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めるものでございます。一般会計で8023万3千円を追加いたしまして、補正後の予算総額を761億2732万2千円にするものでございます。

4ページの「補正予算概要書」をお願いいたします。まず、歳入でございますが、国庫支出金につきましては、今回、補正の歳出事業費と同額を補正いたしております。

次に、歳出でございますが、衛生費、予防費、新型コロナウイルス感染症対策事業費のワクチン接種事業費といたしまして、8023万3千円を計上いたしております。新型コロナウイルスワクチンの早期接種の促進を図るため、予防接種医師等謝礼金の項目に記載いたしておりますが、接種回数の増加策として、集団接種会場及び集団接種日の増、1レーン当たりの看護師の配置増の予算を計上いたしております。また、一番下のワクチン接種促進協力金に記載いたしておりますが、診療時間外の個別接種にご協力いただいた医療機関に対し協力金を支払うことといたしております。そのほか、在宅の寝たきり等高齢者のワクチン接種対策といたしまして、下から2つ目の自動車借上料で介護タクシーによる移動支援、一番下のワクチン接種促進協力金で医療機関による訪問接種にご協力をいただくようにしており、また、コールセンターの混雑解消のため、電話回線の倍増、フリーダイヤル化にかかる予算を計上いたしております。

簡単ではございますが、以上で補足説明を終わります。

続きまして、追加資料をお願いいたします。「新型コロナワクチン接種の進捗状況について」ご説明させていただきます。今回は専決処分の承認議案がございましたので、関連する事項であることからあわせてご説明させていただきます。

まず、「1 接種券発送状況について」でございますが、老人保健施設・特別養護老人ホーム入所者1055人分を4月19日に、75歳以上の高齢者2万443人分を4月23日に、65歳から74歳の高齢者2万250人分を5月31日に発送いたしております。

続きまして、「2 これまでの接種スケジュールについて」であります。4月27日より介護療養型医療施設、介護老人保健施設、介護老人福祉施設への接種を開始、5月6日より集団接種の予約受付開始、5月15日より集団接種開始、5月24日より医療機関による個別接種の予約受付開始、6月7日より個別接種開始となっております。

次に、「3 接種状況について」であります。個別接種につきましてはワクチンの供給量、集団接種につきましては予約数にて算定しております。6月22日時点で合計2万1990回の接種、接種率は26.2%となっております。

続きまして、「4 ワクチン供給量について」でございますが、現在、供給が確定しているワクチン数は8万5410回分、4万2705人が2回接種できる量のワクチンを確保しております。

最後に、「5 福岡県広域接種センターの予約状況について」であります。会場は福岡県立大学で実施されております。6月10日時点での予約状況を福岡県のほうに聞き取りしたところ、飯塚市民の予約は3068人ということでございました。

以上で、新型コロナワクチン接種の進捗状況についての説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○金子委員

説明ありがとうございます。概要書の4ページのワクチン接種のところなんですけど、医療機関による在宅寝たきり等高齢者への訪問接種というふうに書いてありますが、障がいのある方への対応などはどうなっているか教えてください。

○健幸保健課長

障がいのある方、施設に入所されたり、通所されたり、それぞれいろんな状況で生活をされているところとっております。入所をされている施設等につきましては、今、いろいろな形で施設接種ができるのではないかとということで、関係する社会福祉法人、うちのほうの窓口になっている社会・障がい者福祉課と協議調整を進めております。それ以外の少し小さい、お預かりをしているような施設、こちらについても、全て希望される方が接種できる環境をつくっていくために、関係部署と調整をしながら、今からも接種ができるように進めてまいりたいと考えております。

○金子委員

市民の方には、どうしてもその障がいがあって、大きな病院にしか行っていない。しかし、そこがワクチン接種をやっていないというところもあるんですけど、そこに関してはどのような対応をとられる予定ですか。

○健幸保健課長

まず、かかりつけの病院等で接種が難しい状況でありますとか、その病院自体が個別接種を行っていないというような状況は、それぞれあるかと思いますが、私たちのほうでは、そういった方をご案内できるように、今、飯塚市内にある大きな病院、済生会飯塚嘉穂病院、飯塚市立病院、颯田病院等に、かかりつけの医療機関で接種ができない、基礎疾患があったりして打つことができないという方のご案内をさせていただくようお願いをしております。そちらのほうにご案内ができるかと思っております。

○金子委員

それから、今、どんどん接種が進んでいると思うんですけども、優先順位というか、その辺のところ、障がいのある人たちに対する優先順位はどのようになっているのか、わかる程度、教えてください。

○健幸保健課長

障がいの種類と程度にもよろうかと思っておりますけれども、今、手帳をお持ちであるとか、ある程度の障がいをお持ちの方は、基礎疾患を有する方の分類に該当するようになりますので、優先順位といたしましては、65歳以上の高齢者接種の次の施設従事者及び基礎疾患をお持ちの方というところに入る方がかなりいらっしゃるというふうに思っておりますので、比較的、優先的に接種が受けられる状況にはなっていると思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○城丸委員

追加資料のほうをお願いしたいんですけど、ワクチンの供給量について、この8万5410回で4万2705人、これは4万2705人に対して2回打つ量があるという意味だと思うんですけど、その前の接種状況について、2万1990回というのは、これは1回とか2回とか関係なく、2万1990回ですか。これは、今週にはそういう8万5410回分が来るのに対して、2万1990回だと供給に対して非常に少ないんじゃないかという気がしますけど、いかがでしょう。

○健幸保健課長

ワクチン供給量につきましては、国のほうから6月末までに、65歳以上の高齢者の方で希望される方全員が打てる分を供給するということになりましたので、供給のスケジュールとしては、資料のとおりになります。5月24日の週から箱数で言いますと、23箱、21箱、21箱とかなりの量が供給されている状況でございます。ただし、私たちのほうで、今、準備している接種の体制といたしまして、個別医療機関による個別接種と集団接種ということで接種のほうを進めさせていただいておりますが、やはり、予約をできる枠というものは、そんなに急にちょっとふやすこと、特に個別の医療機関は、病院のキャパであったりとか、従事者の人数、経過観察のためのスペース確保等で、打つことが可能であるからふやすということができるにしても、これ以上ふやすのは難しいという医療機関もございますので、なかなかここで、ワクチンがこれだけあるからどんどん接種をとという気持ちは、当然皆さんご理解をいただいているんですが、なかなかそこは難しいところがあります。したがって、6月以降、今回の専決予算で承認を求めているものであります。集団接種会場を増設するというところで、接種を希望される方の受け皿として集団接種会場をどんどん増設していくと、そういったところで、まず接種が進むようにさせていただいているところでございます。

○城丸委員

この接種状況の2万1990回も、これは接種しているかどうかわかりませんよね。供給量とか予約量でしてありますからね、これより少ないという可能性は十分あるんですよ。ということは、やっぱりこのワクチンの供給量に対して、非常に接種実行は少ないというのが実態だと思います。だから6月以降、この専決予算を使ってということなんだろうけど、それを加速していくということは間違いないと思いますけど、例えば、このワクチンの供給量4万2705人というのは、大体65歳以上に見合うんですかね、人数としては。この分が2回受けられると、7月いっぱいぐらいには受けられるというのをこの前から言われてはいますが、間違いないですか。

○健幸保健課長

今回の専決予算によりまして、接種を加速させるということで、さまざまな取り組みを私たちのほうでもさせていただいております。それに、今、計画しているもので、7月末までに接種を希望される方が受けられる枠といたしましては99%程度、今、なっております。これには県の広域接種センター等へ行かれる方ということも想定しているところではございますが、まず希望される方が会場等を問わずに、どこでもいいから打ちたいと言われた場合には、十分に可能な体制というものはとっております。ただし、先日、市長のほうも答弁されましたが、8月に入ってでも、やはり自分がかかりつけの医療機関で打ちたいと言われる方を、私たちのほうで制限するというものでは決してございませんので、終わる体制はとっているということで、うちのほうでも進めているところでございます。

○城丸委員

集団免疫ができるというのは、大体60%か70%ぐらいだと言われてはいますが、やっぱり2回打たないと意味がないと、2回打たないと90%近くの抗体ができないということなんですけど、それで65歳以上についてはもうわかりました。64歳以下については、64歳以下につきましては、医療従事者とか基礎疾患のある人とかいうのは、先に打たれている方がある

と思いますけど、それ以外の一般の方についてはいつごろからの予定ですか。

○健幸保健課長

64歳以下の接種につきましては、まず、今、実施しております65歳以上の方の予約の状況を、まず把握をさせていただいた中で、次の方にどの程度ご案内できるかというところを把握する必要があると思っております。今週、昨日からですが、7月分の集団接種の予約を開始しているところでございます。もうしばらくしますと、予約状況というものも見えてまいります。また、個別の医療機関につきましても、今、予約をどこまでとられていらっしゃるのかということも調査する準備を進めておりますので、そういったところの部分で、予約がどこまでとれているのか、そういったところを確認しまして、判断をさせていただきたいと思っております。ただし、そんなに遠くないところで私たちも動く必要があるとは、十分に認識をしているところでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○永末委員

城丸委員の関連で、65歳未満の接種についてなんですけど、今、調査して、混乱を来さないようにというふうな考え方かと思うんですけど、例えば、国が設置した、東京と大阪に設置している自衛隊の関係のセンターでありますとか、枠を広げて全国で打ってほしいというふうな感じになったと思うんですよ。あれも接種券を持参しなくてはいけないというところがあるので、接種券さえあれば、逆に行けば打てるんじゃないかなと思うんですよね。あと職域接種ですね、職域接種が進んでいるかと思うんですけど、私の身近な人でも、ちょっと職場のほうで職域接種ができるようになったとかという話を聞いて、当然65歳未満なんですけど、そういう方も接種券がないと、それも打てないんじゃないかなと思うんですけど、そのあたりの動きも出てきているので、一律に行政として管理すべきだというお考えもわかるんですけど、その部分をちょっと柔軟性を持たせて、もうやるべきフェーズになってきているんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○健幸保健課長

質問委員言われるとおり、私たちのほうにも職域接種のご相談であったりとか、そういったものはどんどん寄せられているところでございます。当然、次の優先接種の順位に施設の従事者と基礎疾患をお持ちの方というのが国から示されているところでありますが、当然この職域接種と東京や大阪での大規模接種会場、年齢制限のない接種会場で接種を受ける機会のある方たちのご相談というのを受けております。なかなかその64歳以下全員の方に送ると、今の状況だとまだ65歳以上の方たちの接種状況が見えてない中ということで、すぐに動いていない状況でございますけれども、職域接種やそういう個々の事情によって接種ができる体制のある方については、個別に対応させていただくことで、今後検討しておりますので、体制が整いましたらまたご報告をさせていただければと思っております。

○永末委員

検討していただいていることはよくわかったんですけど、個別に対応というのはどういう意味ですか。

○健幸保健課長

今、準備を進めているものが、まずウェブのほうで事前申請をしていただいて、基礎疾患をお持ちの方等になると、個別の対応になってくる部分になりますが、そちらで申請をしていただいた方に接種券を郵送すると。職域接種につきましては、リスト、名簿等を出していただいて、その分を先にお渡しするという形で対応させていただこうと、今、考えているところでございます。

○永末委員

最後、1点だけ。報告事項にもありましたけど、福岡県の広域接種センターの予約状況とかも報告されていますけど、これは、今、65歳以上ですかね、のほうの方を対象にされているかと思うんですけど、こちらのほうで打たれているという声もいろいろ聞いているので、そのあたりとの連携というのを図っていったほうが飯塚市の接種率というのも向上させていけるかと思うんですけど、そのあたりについて、福岡県との協議とかはされているんですか。

○健幸保健課長

協議というところというのがどこまでになるのかというのがありますけれども、移送支援という形で私たちのほうでは、筑穂のほうを出発して県立大に向かうルート、筑穂・穂波経由ですね。あと、本庁を出発しまして、顛田・庄内を通して県立大に向かうという形で、マイクロバスによる移送支援のほうを行っております。あわせてまして職員によるウェブの受け付けの補助という形で、ウェブ予約がなかなか難しいという方の補助をさせていただくことで、できるだけすぐに打ちたいという方には福岡県立大学で接種がありますよということのご案内をさせていただいて、移送支援等もあわせてご案内することで、福岡県立大学のほうに行くことも勧めて紹介をさせていただいているところでございます。ただしその細かいところの打ち合わせというところは、この移送支援のところぐらいしか、実際行っておりません。

○永末委員

ちょっと私の質問の仕方が悪かったですね。ちょっと65歳未満の流れの中で、県とのことはどうしますかというふうな話で、私が内々でいろいろ聞いた限りでは、今のところはもう65歳以上を対象にした部分でしか、県のほうは考えてないというふうなことだったんですけど、そこも65歳未満のことが今から始まっていくと思いますので、その連携という部分で、ちょっとお聞きしたつもりでした。

○健幸保健課長

失礼いたしました。まず64歳以下の方たちが県立大学等、県が運営する広域接種センター等で今から接種ができる形になるのかどうかということにつきましては、申しわけありませんが、現時点ではちょっとまだ私たちも把握はしていないところでございます。伺っているのは65歳以上の方の接種を7月末までに行って、福岡県立大学のほうでの広域接種は一度終わるというふうには伺っております。ただし、県の優先接種者を対象とした広域接種で、県内6カ所で、教員であったり保育士であったりという優先接種者を対象とした接種というものを、県のほうがまた主体で実施をさせていただいておりますので、今から接種が進んでいけば、そういう形もまた出てくる可能性があるのではないかと考えています。（発言する者あり）今、言われたところを踏まえて、県のほうにもその旨を報告して、今後協議ができればというふうにご考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第71号 専決処分の承認（令和3年度飯塚市一般会計補正予算（第2号））」については、承認することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は、承認すべきものと決定いたしました。

次に、金子委員から「ファミリーシップ宣誓制度について」、所管事務調査をしたい旨の申し出がっております。金子委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。金子委員に発言を許します。

○金子委員

パートナーシップ制度というのが全国的にも広がりつつあり、家族に対してもファミリーシップ制度というのができつつあります。その流れについて、飯塚市がどういうふうと考えられているのか、また今後どんなふうに対応されていくのかを聞きたいと思い、所管事務調査をしたいと思っています。委員長のほうで、お取り計らいをお願いいたします。

○委員長

お諮りいたします。本委員会として、「ファミリーシップ宣誓制度について」、所管事務調査を行うことに、賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、所管事務調査を行うことに決定いたしました。

「ファミリーシップ宣誓制度について」を議題といたします。金子委員に質疑を許します。

○金子委員

2015年に東京都の渋谷区、そして世田谷区が「パートナーシップ制度」を導入されました。昨年はそのカップルの子どもを家族として証明する「ファミリーシップ制度」を導入する自治体が出てきています。まずそのパートナーシップ制度そしてファミリーシップ制度の内容についてお尋ねいたします。

○人権・同和政策課長

パートナーシップ制度とは、互いを人生のパートナーとし、相互の協力により継続的な共同生活を行っている、または、継続的な共同生活を行うことを約束した一方または双方が性的少数者である2人が、市町村に対し、パートナーであることを宣言し、市町村が定めた要件を満たしていると認めるときは、受領証など公的なものを交付する制度でございます。ファミリーシップ制度とは、市町村が定めた要件を満たしていれば、パートナーだけではなく、一緒に暮らしている子どもについても、家族関係にあると認め、公的なものを交付する制度でございます。現在、日本では、同性カップルは法的に婚姻関係を結ぶことができないことから、今、ご説明いたしました制度を導入している自治体があります。

○金子委員

このパートナーシップ制度またはファミリーシップ制度は現在、飯塚市で導入されているかどうか教えてください。

○人権・同和政策課長

現在飯塚市においては、同様の制度は導入しておりません。

○金子委員

では、全国でどのくらいの自治体が導入されているのか、お答えをお願いいたします。

○人権・同和政策課長

現在わかる範囲にはなりますが、パートナーシップ制度につきましては、報道などによると106の自治体で導入しております。また、都道府県単位では、これまでに茨城県、群馬県、大阪府が制度を創設しております。また、三重県も導入予定、東京都、それから九州では佐賀県も導入を検討するとの報道をお聞きしております。福岡県内の状況ですが、福岡市、北九州市、古賀市のパートナーシップ宣言制度がございます。

次に、ファミリーシップ制度につきましては、兵庫県明石市、徳島市、東京都足立区が導入をしております。近隣の古賀市では、パートナーとしての2人の関係だけではなく、家族としての生き方を支援するため、今年7月1日から新たにファミリーシップ宣言制度をスタートすると聞き及んでおります。九州ではこの制度を導入するのは初めてで、全国では4番目になります。

○金子委員

近隣では佐賀県が導入を検討し、また、東京も6月に検討するというようなことを発表されておりました。また、古賀市もファミリーシップを取るということで、それが全国的にも4番

目ということで進んでいるなあと思っております。このパートナーシップ制度またファミリーシップ制度は、法的な根拠はありませんが、行政がその関係を認めるということで、当事者の方はパートナーであること、そして家族であるという関係性を示すことができるようになります。そうすることで、さまざまな形の家族があって、家族としてみなされれば、子どもの保育所の入所手続や市営住宅入居の申し込みが、自信を持ってできるようになります。それまでは、どんな関係か聞かれたりすることで拒否されたりすることがあったようです。飯塚市には、「誰もが住みたい 住み続けたい」というキャッチフレーズがございます。そのためにも、このパートナーシップ、ファミリーシップ制度というのは大変有効だと思います。人は多様な生き方をしています。そして多様な性があるということを身近に感じていただくためには、市が主導となって引っ張っていくことが何よりも大事だと思いますが、この導入に対して、その利点と課題をどのように考えているのか教えてください。

○人権・同和政策課長

委員おっしゃるように、飯塚市では、人権を大切にする市民協働のまちを目指してまちづくりを進めているところでございます。制度導入につきましては、飯塚市内、関係各課、公的機関はもとより、本市民間事業者の本制度に対する対応状況も含め、十分に調査研究をしております。また、法的位置づけではありませんが、先ほどから何度もありますように、法的位置づけではありませんが、この制度を導入することにより、委員おっしゃるように、当事者の方が自分たちのことを周りに伝えやすくなることや、公的に2人の関係を認知されることで、存在が認められ、安心できるのではないかと、私たちも考えております。また、家族として医療機関で病状の説明を受けられることや、保育園や学校での子どもの送り迎えなどができる、そういった公的というか一般的な家族の形が考えられます。課題につきましては、関係機関、民間事業者との連携方法、情報提供や理解を求め、浸透させる方法など、時間的にかかることが予想されております。

○金子委員

この人権政策についても、ぜひ検討していただきたいと思いますが、よくLGBTQとか言うんですが、それはレズとか、ゲイとか、人を指している言葉で、最近はSOGIと言って、セクシュアルオリエンテーションとか、そういうふうに性的指向とか、性的なアイデンティティーについての問題だというふうに言われていますが、人権問題として検討していただくということで認識してよろしいでしょうか。

○人権・同和政策課長

はい、今後検討してまいります。

○金子委員

先ほど、このパートナーシップ制度、ファミリーシップではなくてパートナーのほうは、導入団体が106だということでは言われました。大体、日本全国の自治体、カバー率はどのくらいになるのか教えてください。

○人権・同和政策課長

報道などの数字に基づきますが、パートナーシップ制度を全国で導入している数、おっしゃるように106でございます。この自治体の全国のカバー率でお示しいたしますと、約4割になります。また福岡県では先ほど言ったように福岡市、北九州市、古賀市の導入になっていますので、人口でのカバー率を計算しますと、約5割になります。

○金子委員

福岡県が北九州市と福岡市とそして古賀市が導入されたということで、5割、つまり半分が、パートナーシップのもとに過ごしているということで、人権に対しての感覚がやっぱ変わってくるのではないかと思います。ぜひ、飯塚市でもこのパートナーシップそしてファミリーシップ制度を導入していただくようお願いいたして、この質問を終わらせていただきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。お諮りいたします。本件については調査終了とすることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本件は調査終了とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 12:00

再開 13:00

委員会を再開いたします。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から4件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市人権教育・啓発基本指針の改定について」、報告を求めます。

○人権・同和政策課長

飯塚市人権教育・啓発基本指針につきまして、令和3年1月22日に本委員会でご報告させていただいた後、2月から1カ月間、その原案に対して市民意見募集を実施いたしました。そこで提出された意見につきまして、再度協議の上、加除修正を行い、令和3年3月末に基本指針改定及び概要版が完成しましたので、ご報告させていただきます。

提出させていただいております「飯塚市人権教育・啓発基本指針【改定】」をお願いいたします。

第1章から第5章及び巻末に資料として関係法令や条例を加え、全80ページとなっております。基本的には改定前の基本指針の方針を、社会情勢の変化や、新たな法令や条例、意識調査結果を踏まえ改定を行っています。

次に各章ごとの説明をさせていただきます。資料5ページをお願いいたします。第1章は資料5ページから6ページで、策定の趣旨、基本方針について記載しております。ここでは、本指針が策定から10年を経過し、その間、人権問題が複雑化・多様化する中、国の人権三法の施行や、飯塚市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例の施行といった、人権を取り巻く状況の大きな変化、そして令和元年度に実施した市民意識調査の結果をもとに、さまざまな人権問題の早期解決に取り組んでいただくため、基本指針の改定を行った経過について記載しています。

続きまして、資料7ページをお願いいたします。第2章は資料7ページから10ページで、人権を取り巻く状況として、国際的潮流、国・県・市における取り組みについて、近年の国連の動きや新たな法律、条令等の制定や取り組みについて加筆し、記載しております。

続きまして、資料11ページをお願いいたします。第3章は資料11ページから18ページで、人権教育・人権啓発の推進で、就学前、学校、家庭、地域、企業における取り組みの推進について、市民意識調査結果を踏まえて記載しております。

続きまして資料19ページをお願いいたします。第4章は資料19ページから40ページで、分野別人権施策の推進として部落差別、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人の人権問題、そしてさまざまな人権問題として、インターネット上や性的少数者、新型コロナウイルスを含む感染症に関する人権問題などについて、市民意識調査結果を踏まえて、現状や課題、施策の基本方向について整理し記載しております。

最後になりますが、資料41ページをお願いいたします。第5章は、人権教育・啓発を推進して

いくための推進体制等を記載しております。資料43ページ以降は、巻末資料として世界人権宣言、日本国憲法、関係法令、本市条例などを掲載しております。

また、本日提出させていただいております資料2については、本基本指針の概要版となっております。この概要版につきましては、啓発などで利用することとしております。

以上、「飯塚市人権教育・啓発基本指針の改定について」、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「西鉄バス『筑豊(急行)福岡線』の廃止について」、報告を求めます。

○地域公共交通対策課長

「西鉄バス『筑豊(急行)福岡線』の廃止について」、ご報告いたします。

本市と福岡市を結んでいる西鉄バス路線につきましては、「特急」と「急行」の2種類ございまして、特急は天神方面行きのバスで、平日1日当たり片道約90便運行しておりまして、本件の対象でございます「急行」につきましては、福岡空港、博多駅行きのバスで、平日1日当たり片道6便運行しております。この「急行」につきましては、資料1ページ目に路線図を、2ページ目に運行ダイヤを記載しておりますので、ご確認ください。

本件につきましては、昨年8月5日開催の協働環境委員会等におきまして、ご報告、お話しさせていただいておりますけれども、当該路線につきましては、西鉄バス筑豊株式会社から令和2年7月31日付の文書により飯塚市長宛てに、慢性的な乗務員不足や利用実態・収支状況等を理由として、令和3年9月30日をもって路線を廃止したい旨の申し出がございました。

本市といたしましては、当該路線は福岡空港及び博多駅に直結する貴重なバス路線として、沿線自治体とともに存続に向けて西鉄バス関係者と協議を重ねてまいりました。

その過程の中で、本年2月25日には本市から西鉄バス筑豊株式会社及び西日本鉄道株式会社に対して路線の存続を求める要望書を提出するとともに、飯塚市地域公共交通会議におきましては、運行事業者が道路運送法に基づき路線廃止の届け出を行うことは受け入れざるを得ないけれども、可能な限り路線の存続に向けて再検討することを要請する旨の意見を取りまとめ、福岡県バス対策協議会に提出してまいりました。

しかしながら、西鉄バス筑豊株式会社及び西日本鉄道株式会社におきましては、依然として乗務員不足の状況が改善されていないこと、また、新型コロナウイルス感染拡大の影響により当該路線の赤字額が膨大になっているということから、当該路線の存続は困難である旨の回答がございました。

また、福岡県バス対策協議会におきましては、沿線自治体の意見集約が行われ、廃止もやむを得ない旨の書面決議が行われております。

このような状況を経て、西鉄バス筑豊株式会社が九州運輸局宛てに路線廃止の申し出を行っていることから、当該路線につきましては、本年9月30日をもって廃止となる見通しとなっております。

今後は、本市中心部並びに福岡都市圏への移動につきましては、近接しております市内の在来線及び特急バス、鉄道のご利用を呼びかけていきたいと考えております。

以上で、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「財政見通しについて」、報告を求めます。

#### ○財政課長

「財政見通しについて」、報告させていただきます。

令和元年度に公表しました財政見通しにつきまして、新型コロナウイルス感染症対策の影響により財政見通しがどのようになっているか確認するため改訂いたしましたので、その内容を説明させていただきます。

1 ページの表紙に記載いたしておりますように、一般会計と3つの特別会計を合わせた普通会計ベースで作成いたしております。なお、この普通会計のうち住宅新築資金等貸付特別会計につきましては、令和2年度をもって廃止いたしております。

次に、財政見通しの対象年度につきましては、令和3年度から5年度といたしております。これまで公表してまいりました財政見通しと同様に10年間分の数値を表示しておりますが、令和6年度以降につきましては、実施する事業量や事業費を見込むことが困難でございますので、参考値といたしております。

今回、公表の財政見通しの基本的な推計方法は、令和2年度の決算見込額、または令和3年度当初予算額を基準値としまして、それに増減要素・特殊要素を加味しまして推計いたしております。

2 ページをお願いいたします。具体的な推計条件を記載いたしております。詳細な説明は省略させていただきますが、過去の実績から増減率を算出して基準額に乗じて推計した項目、基準額に加味した作成時点で判明している特殊要素等を記載いたしております。特殊要素を加味いたしておりますが、基本的には「このままいけば、現在の制度のままであれば、どのような財政状況になるか」という観点で作成した財政見通しとなっております。

3 ページをお願いいたします。推計条件により推計した財政見通しでございます。上の表が歳入の見通しでございます。令和2年度決算見込の歳入計では、新型コロナウイルス感染症対策の影響で、897.7億円となっておりますが、令和3年度以降は大きく減少するものと推計いたしております。

下の表が歳出の見通しでございます。令和2年度決算見込の歳出計では、894.6億円となっておりますが、歳入同様、令和3年度以降は大きく減少するものと推計いたしております。

5 ページをお願いいたします。

歳入、歳出の主な項目の説明資料を添付いたしております。

歳入の市税につきましては、令和2年度決算見込額を基準額といたしまして、令和3年度と令和4年度は、市民税のコロナ影響額をマイナス2.9億円と見込み、令和5年度からの5年間で回復するものとして推計いたしております。

次の実質的な普通交付税につきましては、合併団体の特例措置である合併算定替が終了する令和3年度当初予算額を基準額としまして、市税、扶助費、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の繰出金、公債費、国勢調査人口などの影響額を加味して推計いたしております。

歳出の扶助費は、令和2年度の決算見込額を基準額として、令和5年度までは基準額に過去の増減率を乗じて推計し、令和6年度以降は、現在の生活保護扶助費の減少傾向、その他の扶助費の増加傾向がいつまで続くか想定できませんので、令和5年度の数値と同額で推移するものといたしております。これに国庫支出金、県支出金、普通交付税算入額などを併記することで、制度上の市の実質的な負担額を推計いたしております。

公債費は、借入済の市債に対する償還額、令和2年度以降借入見込額の特別事業分と特別事業以外分に分けて、償還見込額を推計いたしております。今後の市債を活用した事業の実施次第では、数値は大きく変動すると推測いたしております。

補助費等は、一部事務組合分は消防組合分で大きく負担金の増加が見込まれるため、令和

4年度以降に想定額ではございますが2.5億円を加算いたしております。ふくおか県央分につきましては、環境施設の再編整備にかかる負担金が増加するものと推測されますが、概算額もわからない状況でございますので、加味いたしておりません。コロナ対策分は、地域経済対策として想定される「地域活性化応援券発行事業費」を市税のコロナ影響期間と合わせて計上いたしております。

6ページをお願いいたします。繰出金は、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計分につきまして令和2年度決算見込額を基準額として、基準額に増減率を乗じて推計し、そのほかの特別会計分につきましても令和2年度決算額を基準額といたしまして、地方卸売市場事業特別会計分の新市場建設にかかる起債の償還額等を加算いたしております。

次の事業内容の項目では、8ページにかけまして、今回の財政見通しに算入した普通建設事業費の特別事業の事業名、施設名、事業費及び財源内訳等の推計を記載いたしております。なお、事業費につきましては、事業規模を確認するための概算数値でございますので、実施の際に事業費は変動することが想定されます。

8ページをお願いいたします。新型コロナウイルス感染症対策事業分につきましても、事業名、事業費及び財源内訳等の推計を記載いたしております。市税のコロナの影響がみられる令和8年度までは経済対策を実施し、それ以降は既に実施しております事業継続応援貸付事業の預託金、利子補給金等を計上いたしております。

次の表のふるさと応援寄附事業分では、令和3年度以降、寄附金額を令和3年度当初予算と同額の30億円で推移するものとして設定し、必要経費を差し引いてふるさと応援基金の年度末残高を算出いたしております。この額が翌年度の事業に活用できるものとして推計いたしております。

4ページをお願いいたします。

以上のような推計の結果、③収支（財源調整必要額）に表示しておりますとおり、令和3年度、4年度につきましては20億円を超える財源不足、令和5年度以降は10億円前後の財源不足が発生するという推計となりました。

なお、表の下に記載いたしておりますが、第2次行財政改革大綱後期実施計画の目標である令和5年度時点で単年度の収支を黒字化につきましては達成が困難な推計となっております。

次の表の④財政調整基金及び減債基金の年度末残高の合計に、財源調整をした結果の財政調整基金及び減債基金の年度末残高の推移を表示いたしております。表示しております期間内は財源調整が可能であるという推計となりました。表の下に記載しておりますとおり行革目標が設定されておまして、令和5年度時点で64億円以上につきましては達成可能な推計となっております。

次の表の⑤臨時財政対策債及び災害復旧事業債分を除いた公債費の表でございますが、こちらも行革目標が設定されておまして、令和5年度までは60億円以内で推移につきましては、達成できる推計となっております。

この財政見通しで判断いたしますと、ふるさと応援寄附金により11億円を超える財源を確保した推計となっているにもかかわらず、毎年度、財源不足が発生する推計となっており、ふるさと応援寄附金が減少することもあり得ること、また、財政調整基金及び減債基金に限りがあることを考慮いたしますと、いま一度、財政状況を認識した上で、財政運営の見直しが必要となっている状況を表していると考えております。

また、繰り返しになりますが、財政見通しは「現在の制度のままいけば」という前提で推計いたしておりますので、今後の制度改正や事業費の変動があった場合は、この財政見通しも変動いたしますことを申し添えまして、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市公共施設等のあり方に関する関連計画（改訂版）の策定について」、報告を求めます。

○財産活用課長

「飯塚市公共施設等のあり方に関する関連計画（改訂版）の策定について」、提出資料に基づきご説明させていただきます。

資料 8 ページ、計画書のページでは 4 ページをお願いいたします。下段の図、関連計画体系図と（４）見直しの必要性をあわせてごらんください。公共施設等のあり方に関する計画としまして、本市では、平成 28 年 1 月に「第 2 次公共施設等のあり方に関する基本方針（公共施設等総合管理計画）」を策定し、この基本方針に基づく実施計画としまして、公共施設等の適正配置など最適化に取り組んでおるところでございます。この基本方針の策定後 5 年が経過したことから、これまでの計画の実施状況を確認するとともに、国の指針を踏まえた計画とするために中間見直しを行い、関連計画（改訂版）の策定を行いましたので、その内容について報告するものでございます。計画期間は、第 2 次公共施設等のあり方に関する基本方針が平成 28 年度から令和 7 年度の 10 年間で、今回は中間見直しのため、令和 3 年度から令和 7 年度の 5 年間とします。

資料 9 ページ、計画書の 5 ページをお願いいたします。今回の見直し内容は、施設の総量などの最適化の実施状況や施設の劣化、運営状況を把握し、客観的に捉えることで、今後の取り組みを整理するものです。

資料 10 ページ、計画書 6 ページをお願いいたします。施設の最適化に向けては、6 つの指針を定め取り組んでまいりました。その実施状況を資料 11 ページ、計画書 7 ページ以降に示しておりますが、そのうちの総量の最適化の実施状況について説明いたします。

資料 12 ページ、計画書の 8 ページをお願いいたします。公共施設等の総量の最適化については、目標として、計画期間 10 年間で約 4 万 5 千平方メートルの削減を掲げております。その内訳としまして、市営住宅が 2 万 5 千平方メートル、その他の公共施設で 2 万平方メートルとしておりますが、平成 28 年度から令和 2 年度までの達成状況は 7 9 9 0 平方メートル、目標に対し約 1 8 % の削減となっております。

なお、施設分類ごとの削減面積は、資料 12 ページ、計画書 8 ページの下段及び 13 ページ、計画書 9 ページの表、d 実績増減面積でご確認願います。

また、資料 19 ページ、計画書 15 ページからは施設の劣化状況、（発言する者あり）まず、資料 19 ページ、計画書の 15 ページからは施設の劣化状況、同じく資料 23 ページ、計画書 19 ページから施設の利用状況の調査結果を掲載しております。

次に、資料 27 ページ、計画書の 23 ページをお願いいたします。以上の調査結果から、実施計画の課題としましては、面積の削減目標の達成状況が不十分であること。施設の劣化状況が進行していること。運営状況は改善の進捗が停滞していることなどが見えてまいりました。

資料 28 ページ、計画書の 24 ページをお願いいたします。5 年間の取り組み結果は、総量の最適化を初め、やや低調となりましたが、公共施設のあり方に関する基本方針と実施計画の策定趣旨に鑑み、平成 28 年度に策定しました基本方針は、今後も継続して取り組んでまいります。なお、今後 5 年間の個別方針としまして、総量配置の最適化や運営主体、運営方法の最適化、空きスペースや、跡施設・跡地の有効利活用などに取り組んでまいります。

次に、資料 31 ページ、計画書の 27 ページをお願いいたします。今回改定する計画では、計画的に適切な保全を行い、機能停止などを未然に防ぐ予防保全による施設長寿命化を推進し、財政負担の縮減、平準化に取り組むため、学校施設、公営住宅以外の公共施設において、施設

の長寿命化に関する基本的な方針を整理しております。

資料32ページ、計画書の28ページをお願いいたします。目標使用年数を、長寿命化に適合する施設は80年、不適合施設は60年とし、環境系施設は施設の劣化状況により判断されるため30年に設定し、施設ごとの個別方針を整理しております。その結果、それぞれの個別方針は資料34ページから38ページ、計画書ページで言いますと30ページから40ページでご確認ください。別途長寿命化計画が策定されております学校施設と公営住宅を除く97施設のうち、80年の適合施設は36施設、60年は15施設、廃止及び廃止を予定している施設は18施設、移転や必要最小限の補修などを行う施設が28施設となっております。

次に、長寿命化の有効性を判断するため、長寿命化方針を反映した維持更新費の再試算を行っております。平成27年度に試算しました維持更新費のシミュレーション結果は資料40ページ、計画書で言いますと36ページをお願いいたします。また、今回、令和2年度のシミュレーション結果は資料42ページ、計画書の38ページとなっております。

まず、40ページ、計画書の36ページのほうでは、当初計画を策定した時点で試算した施設の維持管理費総額は30年間で総額2199億円、年間平均73億円かかると試算していたものに対して、長寿命化改修等を実施することで、資料42ページ、計画書38ページの今回の見直し、令和2年度で総額1470億円、年間平均49億円という試算結果となりました。これらのことから、財政負担の縮減、平準化のためにも、長寿命化改修等を施設所管課と協議してまいります。

資料43ページ、計画書の39ページをお願いいたします。最後に、今後5年間で取り組むべきこととしまして、6つの最適化、①総量の最適化、②配置の最適化、③運営主体の最適化、④運営方法の最適化、⑤空きスペースの有効活用、⑥跡施設・跡地の有効利活用、以上の進捗管理と事業の推進、また、専門性の高い有識者との連携、まちづくりとの連動などをさらに推進するため、全庁的な推進体制とPDCAサイクルを確立することで、目標達成に向け取り組んでまいりたいと思っております。

なお、資料51ページ、計画書47ページ以降には、施設別のカルテを掲載しております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。なお、飯塚市公共施設等のあり方に関する関連計画における具体的な施設等に関する質疑については、当委員会の所管に関するものにとどめていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

○佐藤委員

10の方針のところの5番目に長寿命化とあります。なおかつ、今、説明の中で、80年の適合施設は36施設、本当に大丈夫なのかなと疑問を持っております。先日同僚議員が質問していましたが、例えばサン・アビリティーズいづかなど、既に老朽化した施設もあります。こういう施設などは立地などを考えたときには、長寿命化しないほうが良いと私は思っています。早急に長寿命化のための費用分を分析し、長寿命化すべきものとそうでないものを判断すべきと考えますが、スケジュールはどのように考えられているのかお伺いいたします。

○財産活用課長

国の指針においては、長寿命化ということを進捗しておりますが、現在の公共施設の改修状況や劣化状況、あと、またまちづくりの観点などを踏まえまして、公共施設の部分についてはそれぞれ施設所管課がございまして、早急に施設所管課と協議をしてまいりたいと考えております。

○佐藤委員

早急にしてほしいということと、その結果が出れば、何らかの形で議会にも報告していただくことを要望いたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○坂平委員

今、簡単にあなた方は長寿命化、第3次実施計画の説明をされましたよね。第3次改訂版で作成した根拠、どこでどういうふうに調べて資料をつくられたんですか、長寿命化というもの。価格も金額も出ていましたよね。その部分、どういうふうな試算のもとに出したのか、ちょっとそのあたり、ちょっと説明をいただけませんか。

○財産活用課長

長寿命化に関しましては、国の指針をもとに、今回、長寿命化方針が出ておりますので、それに沿って、今回策定の分に追加したものでございます。更新費用の部分につきましては、資料で言いますと39ページ、計画書の35ページに記載しております工事単価というものがございまして、こちらに基づいて、それぞれの施設に沿って、試算をしているところでございます。

○坂平委員

シミュレーション結果で、建てかえ、大規模改修にかかるコストの見直しということで、30年間の合計、これが2199億円か。年間平均73億円か。こういうものは国の指針に合わせて計算したわけ。それとも飯塚市の建物、そういうものをちゃんと積算なり何なり、基本があるんですか。

○財産活用課長

この計画書の35ページにも記載しておりますが、この国、総務省に基づく単価表に基づきまして、市の公共施設にそれを当てはめたところで試算をしております。

○坂平委員

何か老朽化の劣化の仕方、そういうものは国に当てはめてできるものじゃないと思うんですよ。今、飯塚市にある公共施設、これを実際に見て、その価格がどれだけ劣化状況が進んでいるか、そういうものを基本的にきちっと出してしないと、これはただ数字だけ書いただけの資料にしかならないと思いますよ。だから実際に長寿命化、80年もたせないといけないと。実際にその80年間、じゃあ何年の段階で延命費用がかかるのか、そういったことは計算されていきますか。

○財産活用課長

これも国の指針などに基づくものですが、長寿命化の改修というのは40年ということにはなっております。

○坂平委員

それなら、長寿命化の延命が40年ということになっているから、じゃあ新しく公共施設をつくりますよね。それから何年間延命をするために費用がかからないのか。何年から延命に対しての費用がかかっていくのか、そういうことはきちっとシミュレーションなり、算定されていきますか。

○財産活用課長

資料につきましては33ページ、計画書29ページに記載しておりますけれども、この分で改修、劣化状況などを踏まえて、改修を実施していくというようなシミュレーションはしております。

○坂平委員

これあなた方は実際にこの現地調査をしたわけ。したの。その資料ありますか。その現地調査をして、シミュレーションをして、30年間合計の金額とかそういうのを出した資料はありますか。あなた方がしたと言うのなら。

○財産活用課長

一応今回、実施に当たりまして、調査した施設は40施設を調査しておりますけど、――

(発言する者あり) 97施設ですけれども、そのうちの40施設の分は調査をしておりますが、今回、皆さんにお見せしている分の中には記載はしておりません。我々のほうでは持っております。

○坂平委員

97施設ある分の40施設ぐらいをして、平均化して数字を出したわけ。

○財産活用課長

あくまでその試算の部分についてはシミュレーションですので、その現状に合わせてというところで試算しているものではございません。

○坂平委員

シミュレーションでね、その数字として資料として出されるのであれば、ある程度シミュレーションという意味合いもわかりますよ。でもある程度、大幅に狂いのない数字を出してもらわないと、あくまでもこれはシミュレーションですから、資料として出していますということだったらこれを審議する意味がないんですよ。ある程度、その確率的にある程度、75%から90%以上の推移は間違いないですよというものであれば我々も聞いて審議したいと思えますけど。だから、今、言う50%も満たない、九十何カ所かある分の40カ所ぐらいで、実際に見てみましたよ。でもその数字がこういうふうな数字で出てきていますよということでは、あまり信憑性がないんですよ。今、言われるように、80年もたせるというのは、もう御存じかどうかわかりませんが、コンクリート、これも昔は100年もつというようなことでやっていたけど、実質上は50年間、例えば今の街なかを見ますと、新しく分譲マンションなんか建って、10年から15年に1度は改修をしていますよね。それが現状なんですよ。だからあなた方が言われる30年間はいいですよ。30年間過ぎたら延命を図るために費用がかかりますよ。費用をかけて延命を図るのがいいのか、建て直しがいいのか。それともう一つは、今現在、公共施設が建っている部分の環境、どの場所にその施設があるのかと。じゃあ、ある施設の周りが中心市街的に発展していくと、そこにそういう公共施設が絶対的に必要であるのかどうか、それもデメリットを計算しながら、公共施設の空き地がいっぱいあるでしょう、今。そういうところに、30年もたって延命をその場所ではかるよりも、移転させて新しく建てかえたり、いろんなことをしたほうが有効活用できるんじゃないだろうか。そういう場所によっては、一般財源の足しにもなるんじゃないだろうかというふうに思いますので、そのあたりを今から先は、あなた方がしっかりと計画を立てて、あくまでもその概算です、概算ですということではなくて、本当に中身の入った意味のある政策をお願いしたいと思います。要望でございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、閉会中の特別付託事件について、お諮りいたします。本委員会として「地域公共交通について」を閉会中の継続審査事件とし、調査終了まで付託を受けたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本委員会として、「地域公共交通について」を閉会中の継続審査事件とし、調査終了まで付託を受けることに決定いたしました。なお、本件については、会議規則第105条の規定に基づき、議長に申し出をいたしますので、ご了承願います。

これもちまして、協働環境委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。